

## 主な手続き

手続	期限	必要書類	提出先
死亡届・火葬（埋葬）許可申請	7日以内	死亡診断書（検案書） 印鑑	故人の死亡地か本籍地または 届出人の住所地の市町村役場
年金受給権者死亡届の提出	厚生年金：10日以内 国民年金：14日以内	故人の年金証書 死亡の事実を証明できる書類	年金事務所または 年金相談センター
世帯主変更届の提出	14日以内	本人確認資料 印鑑	故人の最後の住所地の 市区町村役場
国民健康保険資格喪失届の提出 /健康保険証の返納	14日以内	国民健康保険被保険者証 死亡を証明する戸籍謄本 世帯主の印鑑 本人確認資料	故人の最後の住所地の 市区町村役場
遺言書の検認の手続き	遺言書発見後 すみやかに	開封・閲覧していない遺言書 原本 遺言を残した方の戸籍謄本 相続人全員の戸籍謄本	故人の最後の住所地の 家庭裁判所
相続放棄または限定承認の申述	相続開始を知った日 から3ヶ月以内	相続放棄申述書 申述人の戸籍謄本 被相続人の住民票の附票 申述人の印鑑	故人の住所地の 家庭裁判所
所得税準確定申告	4ヵ月以内	死亡した年の1月1日～死亡し た日 までの所得の申告書等	故人の最後の住所地の 税務署
相続税の申告	10ヵ月以内	相続税申告書等	故人の最後の住所地の 税務署